

○第86回プリオン専門調査会

日時：平成26年9月24日（水）10：00～11：50

場所：食品安全委員会 大会議室

議事概要：

1. 「牛海綿状脳症（BSE）対策におけるゼラチン等に係る規制の見直し」について

- ・厚生労働省から諮問内容、事務局から座長・座長代理と協議の上作成した評価の考え方について説明が行われた後、審議が行われた。
- ・審議の結果、ゼラチン等に係る規制の見直しに関する以下のリスクについては、いずれも人への健康影響は無視できるとされた。
 - （1）現行の特定部位の範囲から、頭部の皮を除外した場合
 - （2）BSE発生国又は発生地域で飼養された牛の皮を原材料とするゼラチン及びコラーゲンを「輸入禁止」から、輸入を認める場合
 - （3）BSE発生国又は発生地域で飼養された牛の骨（30か月齢超の牛の頭部の骨及び脊柱を除く。）を原材料とし、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び殺菌（138℃以上4秒以上）の処理又はこれと同等以上（加熱加圧処理を含む。）の処理が行われたゼラチンを「輸入禁止」から、輸入を認める場合
- ・審議結果については欠席の専門委員に確認した上で、座長が食品安全委員会に報告することとなった。

2. 「牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用」について

- ・農林水産省から諮問内容、事務局から座長・座長代理と協議の上作成した評価の考え方について説明が行われた後、審議が行われた。
- ・審議の結果、牛の部位（牛の特定部位等を除く。）を原料とする牛肉骨粉等を養魚用飼料の原料として利用することについては、牛肉骨粉等を含む養魚用飼料を摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは無視できるとされ、なお、農林水産省は「BSE発生リスクを高めることがないよう、交差汚染防止の管理措置を導入する」としており、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難いとされた。
- ・審議結果については欠席の専門委員に確認した上で、座長が食品安全委員会に報告することとなった。

3. その他

- ・米国、カナダ、フランス、オランダにおける食肉処理施設の厚生労働省による現地調査報告について、事務局から報告した。
- ・医薬品等の生物由来原料基準の一部を改正する件（案）について、事務局から報告した。
- ・次回開催については、日程調整の上、決定することとされた。

以上